

平成 24 年度第 11 回児童福祉専門分科会会議録

- 1、開催日時 平成 24 年 10 月 14 日（日）13:00～16:00
- 2、開催場所 青森市総合福祉センター 2 階 集会室・集団指導室
- 3、出席委員 【通常案件】
宮崎秀一会長、原朗委員、石岡まつ委員、西村恵美子委員、松浦健悦委員
【子どもの権利条例案件】
宮崎秀一会長、原朗委員、石岡まつ委員、西村恵美子委員、沼田徹委員、
松浦健悦委員、鳴海明敏臨時委員、石橋修臨時委員、高橋多恵子臨時委員
- 4、欠席委員 佐藤秀樹委員、小笠原梓臨時委員
- 5、事務局出席者 健康福祉部長 福井正樹、健康福祉部次長 今村貴宏、
子どもしあわせ課課長 館山新、子どもしあわせ課副参事 奥崎和彦、
子どもしあわせ課主幹 西澤 哲司、子どもしあわせ課主査 坂本亮、
子どもしあわせ課主事 渡邊幸子
- 6、その他出席者 青森市子ども委員 18 名、学生サポーター 5 名
- 7、会議内容
 - 1、開会
 - 2、健康福祉部長あいさつ
 - 3、案件
 - ・通常案件
 - (1) 「青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）」案について
 - ・子どもの権利条例案件
 - (1) (仮称) 子どもの権利条例案の検討
 - (2) 条例の名称について
 - (3) (仮称) 子どもの権利条例案の取りまとめ（子ども委員会議との合同開催）
 - 4、その他
 - 5、閉会

通常案件（ 1 ） 「青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）」案について

事務局より資料 1～資料 3 について説明

事務局

資料 1 は、「青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）制定のスケジュール(案)」ということで、まず、平成 23 年 5 月 2 日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる、地域主権一括法が公布され、児童福祉法が改正されたことに伴い、これまで国の省令で定められていた児童福祉施設の最低基準を、本市においても条例で制定しなければならないということになった。このことを受け、半年ほど前に、児童福祉専門分科会を開催し、条例の骨子案をご審議いただき、了承を得たところである。その了承を得た骨子案について、6 月 1 日から 6 月 30 日までパブリックコメントを実施した結果、寄せられた意見はなしであった。本日の児童福祉専門分科会では、条例案について審議していただき、了承が得られれば、庁内の法令審議会を経て、

平成24年の12月議会に上程し、審議していただく予定としている。なお、議会のほうで了解を得られれば、3か月間の周知期間を経たうえで、平成25年の4月1日から施行するという予定になっている。

続いて、資料2は、3月に皆様にご議論いただいた骨子の内容となっている。先ほども説明したが、平成23年の5月2日に公布された地域主権一括法に関係し、児童福祉法が改正され、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとなった。条例を定めるにあたり、従うべき基準ということで、いわゆる、省令で定める基準に従い定めるものと、参酌すべき基準ということで、省令で定める基準を参酌するものが示されており、自治体は、その内容に応じて、それぞれの地域の実情に応じた条例を定めていくという形になっている。

本市の対象となる施設としては、保育所、助産施設、母子生活支援施設の3つになる。保育所は、市内87保育所、助産施設は、保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により、入院・助産を受けることができない妊産婦を入所させ助産を受けさせることを目的とする施設の中で、青森市においては、青森県立病院、青森市民病院、青森協立病院の3病院となっている。母子生活支援施設は、昨年12月から休止中となっているすみれ寮がそれに当たる。この施設は、配偶者のいない女子又はこれに準じる事情のある女子及びその者の看護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、併せて、退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設となる。なお、このすみれ寮については、現在、改築作業に取り組んでおり、予定では、平成26年の2月から供用開始したいと考えている。この条例の基準となる省令である、厚生労働省令の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を基準としながら、我が市の条例を考えていくことになる。

本市の考え方としては、まず、関係団体からも意見をお聞きするというので、保育所については、関係団体として、青森市保育連合会のほうに事前にご意見を伺った。その内容については、従うべき基準については、省令と同内容の基準とし、参酌すべき基準については、特段、省令と異なる基準を定めるほどの地域的な特性が無いということから、省令と同内容の基準として構わないというようなご意見をいただいている。また、助産施設、母子生活支援施設の従うべき基準、参酌すべき基準については、基本的に省令と同内容とするということで、骨子案についてパブリックコメントを実施し、ご意見は無かったという形になっている。従って、市としては、骨子案のとおり条例を定めていきたいと考えている。

資料3については、ただいま申し上げた骨子案をベースに条例案としたものになる。内容については、これまでの省令で定められた最低基準と同様の構成となっている。第1章から第5章までの5章立ての条例となっており、第1章が、第1条から第19条までの児童福祉施設に関する総則、第2章は、第20条から第23条までの助産施設に関する規定、第3章は、第24条から第30条までの母子生活支援施設に関する規定、第4章は、第31条から第40条までの保育所に関する規定、第5章は雑則ということで、条例に必要な事項については別に定めるという内容になっている。

少し詳細に説明すると、第1章においては、趣旨、定義、最低基準の目的、児童福祉施設の一般原則としての入所者の人格の尊重や、運営内容の評価や公表、また、児童福祉施設の災害対策、児童福祉施設の職員、虐待等の禁止、衛生管理、食事など、いわゆる児童福祉施設全般に係るものを定めている。第2章は、助産施設になるが、従うべき基準として、助産施設の種類と職員の内容、参酌すべき基準として、入所させる妊産婦と第二種施設、異常分娩についての規定となっている。第3章は、母子生活支援施設の規定になるが、従うべき基準として、設備の基準、施設の職員や長の資格など、参酌すべき基準としては、生活支援、自立支援計画の策定、業務の質の評価、関係機関との連携について定めている。第4章の保育所の規定につい

ては、従うべき基準として、設備基準、基準の特例、職員、保育の内容、また、参酌すべき基準としては、保育時間、保護者との連絡、公正な選考、利用料などを定めている。なお、施行日は、平成25年の4月1日からということで実施していきたいと考えている。

意見主な意見は以下のとおり（資料1～資料3に基づき議論）

地域主権の推進ということで、地域に応じた基準を定めたほうがよいということでの新たな条例での基準作りということが趣旨かと思う。例えば、待機児童が多い首都圏などでは、国が示した基準よりも緩和することもあるということになると思うが、本市においては、国の基準のとおりでいくということではどうか。

3月に皆様に了承していただいた骨子の内容に関して、市民からのご意見も無かったことから、骨子案どおりに条例案を作成したということになる。

パブリックコメントに対する意見なしというのは、どういうふうに解釈したらいいのか。これでいいですよと認めたということなのか、それとも、身近なものとして捉えられていないということなのか。もし、身近なものとして捉えられていないということであれば、周知する段階でも気配りをしなければならないものと思われるが、そのあたりについてはどう考えるか。

パブリックコメントに関しては、これまで市のホームページや各支所、市民センターなどの閲覧場所に設置し、ご意見をいただくような形をとってきた。今回、この条例案のパブリックコメントに関しては、保護者の方にも多分に関係があることから、各保育所のほうにも設置してご意見を伺おうとしたが、それにも関わらずご意見が無かったということになる。内容的にはこれまで運営していたものと変わりが無いので、保護者や市民の方が特段の興味を示されなかったのではないかとこのように捉えている。

この条例が議会を通った段階で、市保連を通して、利用者に十分説明をしていく必要があると思う。やはり、自分たちが本当に必要になったときに使えるようなものにしておかなければならないということで、私はこの骨子案には賛成ではあるが、決定した後のことにも十分配慮していただきたいと思っている。

子どもの最善の利益という観点からすれば、今後、それぞれの施策について、市民の関心が高まってくれば、このような問題についても意見が上がってくるのではないかと思う。青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案について、分科会としては了承するというところでよい。

（各委員了承）

子どもの権利条例案件（1）（仮称）子どもの権利条例案の検討

事務局より資料4～資料6について説明

資料4は、左から、（1）条例骨子案（パブリックコメント後）、（2）条例案（ですます調）

(10月9日専門分科会終了後)(3)条例案(ですます調)(しあわせ検討会議、総務課検討反映後)という形で、3列の表となっている。(1)は、先日、骨子案のパブリックコメントを実施し、そこでいただいたご意見を反映させたものとなっている。(2)は、10月9日の専門分科会で話し合われた内容を反映させたものとなっている。なお、前文は、これまで項目のみだったものがきちんと文章化されたものになっている。資料の上段に記載してあるが、(2)欄の太文字は、10月9日の専門分科会で提案され、その場で修正済みのものということになる。

(2)欄の下線は、10月9日の専門分科会で提案され、総務課法規担当との調整の結果、(3)欄に修正済みとして記載しているものになる。(3)欄のみを修正している場合は、しあわせ検討会議、総務課法規担当の発議による修正済みということになる。以上が、この比較表の見方になるが、この表の(3)の部分を取扱ったものが資料5である。資料5が、今現在の最終段階の条例案となっているので、こちらを参考にしながら、本日の議論をしていただきたい。

資料6は、前回の10月9日の専門分科会で皆様にお渡しした資料と同じものになるが、子ども委員会議の子どもたちから前文に関していただいた意見と、それを受けて児童福祉専門分科会で修正をかけた部分を表記したものになる。資料6は、本日の子ども委員会議との合同会議の際にご活用いただきたい。

意見主な意見は以下のとおり(資料4、資料5に基づき議論)

前文について

について、「子どもの最善の利益の保障」という部分だが、条約では、「最善の利益を保障する」ということにはなっていないはずである。何がその子にとって一番いいのかを考えて対処していくという趣旨なので、ここで、「保障」という言葉を使うのは、まずいのではないかと思うので、保障という言葉削除するか、あるいは、条約の日本語訳に使われているような「考慮する」という表現に変えたほうがいいのではないかと思う。ただ、「考慮する」というのは、前文に使うには堅い表現なので、「保障」という言葉を削除しても文書の意味は通ることから、そのほうがいいのではないかと思った。総則の第3条の(1)で、「子どもの最善の利益を最も優先して考えること」とあるが、ここでは、「考慮」という言葉をきちんと踏まえてこのような表現になっているのだと思う。前文で「保障」と言ってしまうのは、ちょっと言い過ぎではないかと思うので、そこをもう一度ご検討していただきたい。

条約の第3条について公式な政府訳は、「児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」ということで、「考慮」という訳語が当てられている。英文の言語に当たるのは「a primary consideration」ということで、配慮する、熟考するといった意味になると思う。つまり、権利を保障しなければならない際の視点というか、考え方として「最善の利益」というのがあるので、条約では「最善の利益を保障する」という言い回しは使っていないということである。その一方で、子ども総合計画後期計画の文言が「子どもの最善の利益の保障」となっているが、総合計画は年次で区切ったものであり、変わりうるものだが、条例はそのまま続くものであると考えれば、確かに、総合計画の表現のほうが、本市なりの受け止め方で書かれてしまったのではないかと思う。

子ども総合計画との整合もあると思うが、条約に基づきこの言葉が出てくるわけであるから、「保障」という言葉が無いほうが筋が通るのではないかと思う。

子どもの最善の利益について、最善の利益を考慮するということについて解説を書くときに

は、政府訳の「児童」という表現を「子ども」に書き換えて解説していくことになるかと思うが、私に権利条約について解説してくれた方がとても強調していた部分が、条約の原文は、「the best interests of the child」であり、「children」ではないということだった。特定のその子どもにとって、今いちばんいいことは何かということについて、政府訳では触れていないので、条約の趣旨は「the child」なのだということを、ぜひ解説の中で触れていただきたいと思う。

条約の第3条の政府訳は、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」となっている。個々の子どもに対するシチュエーションも当然あるのだということで、以前の条例案では「その子ども」と表記していたが、そうすると、「個別の子ども」という意味にもなりかねないという議論があり、「その」を取ったという経緯があるが、意味としては、「その子ども」も「子ども全体」も両方あるのだということになる。

学校現場でも、子どもたち全体についての問題と、「その子」についての問題というのが議論になると思うし、先生方も難しい判断をされているのではないかと思うので、そのニュアンスについては触れておいたほうがいいのではないかと思う。

子どもの権利条約の基本理念については、とても大事にしていかなければならないし、そのことを皆さんにきちんと周知していかなければならないと思う。解説書の中でこの部分について触れる際には、ぜひ、そのところを手厚くしていただきたいと思う。

前文では、「子どもの権利条約」としているが、「子どもの権利条約」なのか、それとも、「児童の権利に関する条約」という言い回しにしたほうがいいのかということが気になった。日本国として批准をしたのは、「児童の権利に関する条約」になるが、前文は、日本の批准した年月日ではなくて、国連で採択された年月日になっているので、敢えて、「子どもの権利条約」にしているという理解でいいのか。

括弧の中の「1989年11月20日」というのは、条約が採択された年月日を書いているのだが、その後続く言葉が「結び」となっているので、ここに採択の日を書く必要があるのかということや、採択した日と批准した日を混同してしまわないだろうかという問題もあるかと思う。

そこについては、技術的な問題になるので、解説の中できちんと分かるように書いていただきたいと思う。

分からない人が前文を読むと、1989年に条約を結んだと勘違いするかもしれないので、そうではないということについては、解説の中に書いていくということでもいいと思う。「子どもの権利条約」なのか、「児童の権利に関する条約」なのかということについてであるが、私は、政府が公文書等で「子どもの権利条約」と言い換えをしたりしているのを見たことがあるので、「子どもの権利条約」と表記して問題ないのではないかと思う。

外務省訳では「児童の権利に関する条約」だが、今は、他市の条例などを見ても、「子どもの

権利条約」という形で使われているので、それで問題ないと思う。従来は、法令等でも「児童」という言葉が使われており、「子ども」という表現はあまり使われていなかったが、日本の国内で様々な議論が高まり、その中で「子ども」という表現が一般的になっていったということがある。

「子ども」という表現は、行政サイドでも使うようになってきているし、各自治体で作られている条例でも「子どもの権利条例」というように、「子ども」の表記で統一されていて、その中で引用する条約も、「子どもの権利条約」という表現を使っているのが圧倒的多数を占めている。そのような認識の下で、この分科会としては、「子どもの権利条約」という表現で了承していいのではないかと考えるが、いかがか。

(各委員異議なし)

第1章について(各委員異議なし)

第2章について(各委員異議なし)

第3章について(各委員異議なし)

第4章について

第19条第5項に、「市長は、委員が前項第1号前段の規定に違反したことが判明したとき」とあるが、この「前項」という表現を、「第4項」に修正しなくてもいいのか。また、第5項の文書が長いので、「判明したときや」の後ろに句点を打ったほうがいいのではないか。

ご指摘いただいた部分については、技術的なことになるので、必要であれば事務局のほうで調整していただくということにしたいと思う。

第5章について(各委員異議なし)

子どもの権利条例案件(2) 条例の名称について

事務局

先週になるが、12日の金曜日に市長に対して、これまでの進捗状況と条例の名称の件についてご相談し、市長のほうからは、何のための条例であるのかが、条例の名称を見ただけできちんとわかるような形のものがないのではないかとということで、シンプルに「青森市子どもの権利条例」という名称でいってはどうかということであった。私どもとしては、「青森市子どもの権利条例」という名称で、今後、条例提案をしていきたいと考えているが、委員の皆様から何かご意見があればお伺いしたい。

ダイレクトに意味が伝わるということでは、「青森市子どもの権利条例」でよいと思うが、あえてそれ以外の言葉を入れるとすれば、例えば「青い森子どもの権利条例」や、「青い森のまち子どもの権利条例」などになると思う。

「青森市子どもの権利条例」というのが、他の都市の権利条例の名称を見ても、いちばんオーソドックスな表現になるかと思う。他に、札幌市などは、「子どもの最善の利益を実現するための権利条例」という長いタイトルになっているが、いずれも、自治体の名称を上に乗せるとするのが通常のスタイルになるので、頭に「青森市」とあって、次に「青い森」と続くと、表現が少しくどくなるという感じはある。

条例の名称にサブタイトルのようなものが付いているところはないか。サブタイトルがあったほうが、子どもたちが親しみやすいのではないかと思う。

サブタイトルが付いた条例は、ちょっと見当たらない。遠野市の、正式名称が「わらすっこ条例」という条例はある。

条例の通称については、子どもたちのほうがいいアイデアを持っているのではないか。

サブタイトルについては、例えば、子どもバージョンを作る際に、イベントや行事の中で、子どもたちに自由な発想で考えてもらうということは可能だと思う。正式名称については、先ほど、「青い森」を入れるというご意見があったが、「青い森」という言葉が前文の中に出てきているので、この言葉が前文にあるだけで、青森市のこの条例のユニークさというのは、恐らく十分に伝わるのではないかと私は思う。

「青森市子ども条例」としたほうが、すっきりしていいと思う。

「権利」という言葉が入らない、そういう名称の条例も他の都市ではいくつかある。「子ども条例」という名称も少なくはないようだ。

最近では、他の都市でも様々な条例が作られていて、例えば、いじめに特化した条例などがあるが、本市の場合は、包括的な権利保障のウェイトが強いのではないか。

看板として名称を見たときに、全体がよく分かる名称がどれかということになると思う。

市長の意見はどのようなものだったのか。

事務局

市長は、最初で開催した分科会の席で、遠野市の「わらすっこ条例」のような名称がいいのではないかという話をしていたので、再度今の段階で、市長のほうに確認したのだが、市長本人は、「わらすっこ条例」のような名称でいくという気になっているようだった。しかし、それでは何の条例であるかが分からないので、子どもの権利について定めた条例であるということが分かるものでいきたいという話をしたところ、基本的にはそれでいいということで、あとは分科会の委員の皆さんにご意見を伺ってくださいということだった。

では、分科会としても、名称については「青森市子どもの権利条例」に賛成ということではないか。

(各委員異議なし)

事務局

では、休憩を挟み14時30分から、集団指導室において子どもたちとの会議を始めたいと思うので、引き続きよろしくお願ひしたい。

子どもの権利条例案件(3) (仮称)子どもの権利条例案の取りまとめ(子ども委員会議との合同開催)

これまで何回も、私たちと皆さんとで、子どもの権利条例に関して話し合う機会があったが、今日がいよいよ最終回ということになる。今日が最後なので、「これでいいんじゃないか」というところまで、皆さんと私たちとで話し合いをしていきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。では、皆さんの手元に「(仮称)子どもの権利条例案」という資料があるかと思うが、これを、最終的に、私たち子どもと大人と一緒に、議会の議員の皆さんに審議してくださいということを提案することになる。前文から、子ども委員の皆さん、サポーターも含めて、一区切りずつ読んでいって、何か気付いたところを皆さんから出してもらおうということにしたいと思う。子どものための条例なので、子どもたちもある程度読める条例をとすることを目指して作ってきたが、前回までに、皆さんから様々な意見もいただき、今のところこのような形になっているので、分からない部分などあったら、出していただきたい。

前文について

(子ども委員、学生サポーター 順番に前文を音読)

意見

子ども

3段落目の最初の「そこでは」がどこを指しているのかが伝わりにくいと思ったので、「そのためには」などにしたほうが分かりやすいと思った。

議論内容

大人

「そこ」というのは、「ゆりかご」を指している。

大人

その「ゆりかご」が、「青い森」であり、「青森市」であるということで、イコールの関係になっているのだが、子どもの目線から見ると、ちょっと分かりづらいという意見であったということで、受け止めておきたいと思う。

意見

子ども

第2段落の最初と、最後の段落に「私たちは」と書いてあるが、この「私たち」が、青森市民なのか、大人なのか、それとも、また他の誰かを指すものなのかを聞きたい。

議論内容

大人

もし、ここを違う言葉で言うとなると、何か提案はあるか。

子ども

前文を定めたときに何を想定しているのかということで、2段落目の「私たちは」のほうに「私たち は」と一言入れれば、最後の「わたしたちは」は、そのままでもいいと思う。例えば、最初のほうを、「私たち青森市民は」などにすればいいのではないかと思う。

大人

最後の段落に、「子どもが他者と共に生き支え合う市民として」という言葉がある。これに結ぶ言葉として、「私たち」というふうに考えるとどうだろうか。子ども委員の皆さんから出してもらった意見の中に、「子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである」というのを、そのまま前文に入れたらどうかという意見があったが、まさにそのことだと思う。大人も子どもも、社会の構成員である「私たち」であるというふうに捉えたいと私は思っている。

大人

要するに、今の意見は、この「私たち」の中には、子どもが入っているのかいないのかという疑問なのではないかと思うが、私の考えでは、子どもも入っていると考えていいのではないかと思う。確かに、条例の制定は議会でやるものだが、この前文の部分は、大きな考え方を示しているわけで、皆さんの意見を聞きながら、大人が頭をひねって作ってきたものになるので、その中には当然、皆さんの意見が入っている。だから、「私たち」の中には皆さん子どもも含まれていると私は理解している。

大人

例えば、日本国憲法などで、「我々は」と言うときには、全体を指すので、今の「私たちは」についても、構成員全体を指すと見ていいという感じがする。議会などで決めるのは大人だが、皆さんの総意をきちんと反映させて、その意見を生かしていくということであるし、子どもたちも権利を行使する主体であるので、「私たち」は、青森市民全体を指す言葉であるという考えを私は持っている。

大人

この後、市のほうで解説書というものを作っていくことになっている。これまでに子どもの皆さんから出された意見と大人の意見を集約して、「ここで言っているのはこういう意味です」というのを解説するものを作るので、そのときに、今の議論のような内容も反映されて、市民の方にもお知らせするということになる。

意見

子ども

1段落目に、「森は、新たないのちのゆりかごであり続けます」とあって、2段落目に「青森市がゆりかごであって欲しい」とあるが、森と青森市が直接関係ないような感じがして、ゆりかごという存在が捉えづらいと思った。

議論内容

大人

ここは、私たちが苦労したところになるが、「青森市」という名前は、すごく素敵な名前ではないだろうか。「青い森」という名前を持った市は、全国を見ても他に無い。「青い森」というイメージと、子どもが大切にされ、権利を持って育っていくというイメージを、なんとかオーバーラップできないかと考えたのである。そこで、「青い森」というイメージと、命を育むものとしての「ゆりかご」をつなげて、青森市もそういうゆりかごであって欲しいと考えたわけである。そして、そのためには、権利というものが大事になってくるのだということを考えて文章を綴ってみたのだが、皆さんにそういうことが伝わらないだろうか。

子ども

「森」と「青森市」の関係が、もっとはっきり分かれば良いと思う。

大人

初めは、この部分はもっと長い文章で、森というのは、光があって、水があって、風が吹いて、命の循環があって、そういうものの中で全てのものが育つのだということで、青森という所はいのちのゆりかごであるのだと繋げていたのだが、かえって分かりづらいのではないかと、そういう細かい解釈は抜きにして、このようにまとめたということになる。今の話を聞いていて、そのような解釈については、ぜひ解説の中で、しっかりと言葉として入れたいなというふうに思った。

大人

今のは、ちょっと分かりにくいという意見だったが、私は分かるよとか、結構いいと思うよという意見の方は誰かいらないだろうか。

子ども

私は、すごくいいなと思う。「ゆりかご」には、すごく暖かいイメージがあるし、この文章を初めて見たときに、「森」と「青森市」がイコールの関係で、森のようなゆりかごであって欲しいという気持ちが伝わってきたので、私は、この文章はとてもいいなと思った。

大人

ここは、私たちが夜遅くまで悩みながら考えたところになるのだが、森というのは、植物や動物が育まれる場であり、ゆりかごは子どもが育まれるところであるということで、そのような対応関係で比喻をしているというか、これを「アナロジー」と言うのだが、そのように組み立てられているところになる。

大人

イメージを重ね合わせて展開していくようなことを、「アナロジー」や、「類推」と言うが、そのようなイメージで伝えられないだろうかというねらいがあった部分になる。

大人

他の市町村の条例では、このような文学的な表現から入ってくるものは無いようなので、この表現のままでは条例が制定されれば、全国的に注目を浴びる部分ではないかなと思う。

意見

学生サポーター

1段落目の、「生きとし生けるものが生まれ」のところは、ちょっとくどい感じがしたが、どうしてもこの言い方でないといけないのだろうか。

議論内容

大人

皆さんとすれば、「生きとし生けるもの」などという表現はあまり使わないし、かえって分かりづらいというふうに思うのだろうか。確かに、くどい表現なのかもしれないが、そこには気持ちがかもっているというか、ただ「生物」と言うのとはちょっと違って、言葉というのは、言霊であり、言葉を通して魂や思いというのが伝わるのである。だから、「生物」と言うのか、「生きとし生けるもの」と言うのかによって、伝わり方が違ってこないだろうか。そのところについては、私たち大人の勝手な思い込みや、押し付けになってはいけないと思うが、皆さんはどう思っているのだろうか。

子ども

「生きとし生けるものが生まれ」で、同じ漢字が3つ使われているので、くどく見えるけれど、「生きとし生けるもの」という表現はすごくいいと思うので、「生まれる」のところの漢字をひらがなにすれば、少しは感じが変わると思う。

大人

「生」という字が3つ続くくらい、命というものが粗末にされてはいけないという想いが、私たちの中ではあったのである。虐待であれ、いじめであれ、そういうことは絶対にあってはいけないという考えがベースにあり、このような表現になったのだが、確かに、同じ漢字が続いていて、見た目にもくどいところはあるかもしれない。

大人

この言葉は、生命や生き物をすべてをひっくるめて、大事なものだということを表現している言葉だと思う。だから、この言葉は、「大事にしたい」という強い想いが込められた言葉なんだというように読み取ってもらえればいいと思う。

大人

解説書の中では、この言葉に込めた想いや意図について解説する必要があると考えている。

子ども

「生きとし生けるもの」というのが、大切なものだということであれば、協力して生きていくためには自分の役割を果たしたりしなければいけないこともあると思うので、「生まれるべくして生まれるもの」という表現でもいいのではないか。

子ども

私は、この「生きとし生けるものが生まれ」という表現はすごくいい表現だと思う。意味が分からなくても、「生」という字を3回使うほど大事なことなんだということが伝わるので、すごくいいと思った。

大人

小学生でもすぐわかるような表現の仕方もあると思うが、敢えてレベルがちょっと高い言葉を使ってはどうかということもあり、このような表現になっているのだが、子どもにとっては分かりにくい、難しい言葉ではあると思うので、このままの表現でいくということであれば、解説できちんと説明をするということにしたいと思う。

意見

学生サポーター

最後の段落の「私たちは、子どもが他者と共に生き支え合う市民として成長する」の部分が、子どもだけが市民として成長していくように読み取れるのだが、子どもだけでなく、子どもと大人が市民として成長するということではないのか。

議論内容

大人

「子どもが他者と共に生き支え合う」の「他者」の中には、子どもも大人も入るが、この条例は「子どもの権利条例」なので、子どもがどう生きていくか、どのように育っていくか、というところに焦点を当てて、「子どもが他者と共に生き支え合う」という表現になったと思う。もちろん、「他者」の中には大人も含まれているということになる。

第1章について

(子ども委員、学生サポーター 順番に第1章を音読)

意見

学生サポーター

条文の中で、「第何項」と「第何号」というのが使われているが、これを使い分けしているのはなぜか。

議論内容

大人

これは分かりづらい部分だと思うが、技術的なもので、これで間違いではない。「第何号」というのは、同じようなものを列挙して、並列に書き連ねる場合で、「第何項」というのは、1つ1つが独立した内容になっているものになる。第4条を見ると、第1項については「1」は付けないで省略するのが慣例になっていて、第2項から「2」、「3」と付くことになる。

それから、第4条の第4項が少し分かりづらかったのではないかと思うが、例えば、青森市内のコンビニやゲームセンターなど、子どもに関わる場所がたくさんあるが、そういった事業を営む人たちもこの中に入る。必ずしも市民でなくても、青森市内で子どもと関わっている人が含まれているということになる。

意見

子ども

第3条に、「子どもの最善の利益を優先して考えること」とあるが、「最善の利益」というのは、例えばどんなことか。

議論内容

大人

これは、その子どもにとっていちばん良いことという意味で、具体的に何というものではないが、大人が子どものことについて、いろいろなことを決めたり考えたりするとき、大人の基準で何が正しいとか間違っているということ判断するのではなく、今そこにいるその子どもにとって、何がいちばんプラスになるだろうかということ真剣に考えていきたいと思いますという姿勢のことを言っている。また、ここで言う「子ども」は、子ども全員を指す場合もあれば、他の子はどうか分からないが、今ここにいるあなたにとっていちばん大事なことは何だろうという視点を踏まえて、子どもについていろいろなことを考えていきたいと思いますということだと思っている。

大人

今の質問は、この条例にとって一番のキーワードと言うか、一番根本的な考え方の部分であるし、大人でもどういう意味だろうと考えるところであるので、解説書のほうできちんと解説をしていくことになると思う。

第2章について

(子ども委員、学生サポーター 順番に第2章を音読)

意見

学生サポーター

第8条の「豊かで健やかに育つ権利」について、私は、ここまで来るにあたり、地域のいろいろな大人の方たちに運良く出会えて、それで青森が好きになったというのがある。でも、今は地域の大人たちとの繋がりがなかなかできないので、地域の大人たちに会えることが保障されるということも第8条にあればいいと思った。もしかしたら第8条にはそういう意味も含まれているのかもしれないが、目に見える形であればいいと思った。

議論内容

大人

そのことについては、今のご意見のとおり、第8条の「学ぶこと」や「適切な助言や支援を受けること」の中に含まれているということもあれば、具体的な権利の中の1つということではないが、前文の第3段落に、「子どもと大人が育ち合い、学び合う関係が大切にされなければなりません」というところがあるが、ここは、今の意見のような趣旨が込められている部分になると思う。

意見

子ども

第6条(5)の、「いかなる差別も受けないこと」というのと、第7条(1)の、「自分の個性や他人との違いを認められ」というのが、似たような意味ではないかと感じたのだが、これは「安心して生きる権利」にも、「自分らしく生きる権利」にも、両方に関わっているということになるのか。

議論内容

大人

その通りだと思う。第6条は、差別を受けなくて安心して生きていくことができる権利ということで、差別の禁止のことを言っている。第7条は、自分は自分の個性や生き方で、堂々と自分らしさを出して生活していいんだよという意味になる。第6条から第9条までの4つの権利が、「子どもの権利条約」に掲げる権利の4つのジャンルの中の2つの権利に関係したり、3つの権利に関係する内容もあるということになる。

意見

子ども

第6条の(5)も第7条の(1)も、総じて、差別は絶対にいけないと言っているのだと思うが、この条例では、差別はされないけれども、自分は差別をしてはいけないというところがあまり伝わってこないで、自分が良ければいいというような考え方のように感じたので、差別は絶対にしてはいけないという内容も盛り込んだほうがいいのではないか。

議論内容

大人

何が差別なのかということについては、様々な議論があるが、それは差別だと、誰もが分かりきっているものもあれば、区別が曖昧で、例えば、AさんとBさんがいて、Aさんにとっては普通の言葉でも、Bさんにとっては、それは差別だと感じるということもあると思う。だから、差別をしてはいけないということを言うときに、差別をされるほうの身になって、されるほうがこれは差別だと感じるのであれば、それをすることはやめよう、という決め方になると思うので、こういう書き方になっているのだと思う。

大人

いじめなどで、いじめた側が「ふざけて遊んでいただけだ」と言っても、被害に合った子どもの側の気持ちから考えると、それはいじめであるということと同じだと思う。

意見

子ども

第8条の(1)で、「遊ぶこと」とあるが、いつでも遊べるんだと思って、授業中にサッカーをしたりする人が出てくるのではないかなと思うので、「時と場を考えて遊ぶ」というようなことを付け加えればいいのか。

議論内容

大人

第5条の第2項に「他人の権利を尊重しなければならない」とある。例えば、学校であれば、授業中には勉強をするという大前提があるので、他の権利を邪魔してまで遊ぶということは認められませんよということで、他人の権利を尊重しましょうというところで歯止めがかかっているのだというように捉えてもらえばいいのではないか。

大人

今の例は、他の人の学ぶ権利を侵害することになるので、それはあり得ないということである。第8条で言っているのは、学校の先生も親も、1日のうちに遊ぶ時間を30分もくれない

というような、そういう極端なことがあってはいけないということを言っていることになる。

大人

今の説明は、他の人の学びを妨害してはいけないということだが、では、他の人の学びを妨害しないように、自分だけ授業に出ないで遊びたいという場合はどうなのかといった疑問が出てくると思う。そうなったときに、第8条というのは、「豊かで健やかに育つために」と言っているので、やはり人間は、遊んでばかりではだめで、学ばないといけないのだと思う。それを強制することはできないが、やはり、きちんとした人間として育っていくためには、学びも遊びも大事なんだよということ、きちんと受け止めてもらいたいと思う。

第3章について

(子ども委員、学生サポーター 順番に第3章を音読)

意見

学生サポーター

第2章で保障されなければならないと書いてある権利が、第3章の取組の中に全部書かれていないということは、書かれていないことについては、支援や取組をしないのかという疑問がある。例えば、第7条の(7)にある「安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと」に対する取組は、第11条に「子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり」と書いてあるが、第8条(3)の「芸術やスポーツに触れ楽しむこと」について、第3章にはこれを保障する支援について書かれていないが、書かれていないから支援や取組をやらないということではないという解釈でいいのか。

議論内容

大人

第3章については、第2章に掲げる保障されるべき権利の中から、特に重要な点についてピックアップして、芸術やスポーツなど条例に記載のないものについては、教育委員会などで施策として別に実施しているものもあり、決して全部やらないということではない。

大人

第10条では「権利の普及啓発」、第11条では「子どもの育ちへの支援」と非常に広い言い方をしているが、第2章に掲げる子どもの権利保障とつながっている部分は、たくさんあると思う。第15条第1項に「市は、子どもの権利の保障のため、行動計画を定める」とあるが、この中に、教育や医療や福祉などの個別の内容が幅広く明記されるということになると思う。

意見

子ども

第11条の「子どもの豊かな育ち」の「育ち」という表現が、今まであまり聞いたことがないので気になる。

議論内容

大人

「成長」や「発達」という言葉に比べると聞き慣れないかもしれないが、やわらかいイメージの言葉ではあると思う。「育つ」という動詞に対して「育ち」という名詞の表現を使ったと

いうことになる。

大人

「子どもの豊かな育ち」というのが1つのフレーズになっているのだが、いわゆる「育つ」というのと意味は同じになる。「育てる」ということではなくて、自らのエネルギーで自らが育っていくというニュアンスになる。

大人

前文でも「育ち合い」という言葉を使っているので、同じように「育ち」という言葉を用いたいという気持ちが出ているのだと思う。

意見

子ども

第13条に、「早期発見」と「救済」と「予防」という言葉があるが、この順番が気になる。まずは「予防」に努めてから、その次に「早期発見」で、次に「救済」という形になるのではないか。

議論内容

大人

これは、子どもにとって権利侵害が現に起こっているところを、真っ先に取組の最初に挙げているということである。ただ、予防を二の次と考えているわけではなく、まずは本当に危機にある子どもを救うために、早期発見を初めに挙げたということになる。

大人

今の意見は、確かに考えさせられる部分があるので、今後、条例を担当する部署と相談をして、もし直せるようであれば、今の意見を取り入れるような形で考えていきたいと思う。

意見

子ども

第10条に、「この日にふさわしい活動を行うものとします」とあるが、この「ふさわしい活動」というのは、どういうことをするのか。

議論内容

大人

この条例が議会を通った後に、条例のことを皆さんにどうやってお知らせしていくかということや、私たちが時間を掛けて話し合ってきたことをどうやって伝えていくかということも、子どもの権利の日にふさわしい活動なのではないかと思うので、ぜひ皆さんにそのことをやっていただきたいと思っている。私たちは、今までいろいろと勉強しながらこの条例を作ってきたわけだが、まだまだ分からない人たちにそれを知らせていくということと、この条例の精神がきちんと守られるというか、みんなで共有できるようになれば、そういうことがふさわしい活動に値するのではないかと思う。

大人

この条例によって、子ども会議というものができることになるので、大人の提案だけではな

くて、子ども会議の意見も取り入れながらやっていこうという話も出ている。具体的なものとしては、例えば、条例の内容を小学校低学年の子どもたちに分かってもらうためには、今の条文では難し過ぎるので、低学年の子どもにも分かるような表現で、子どもバージョンの条例を子どもたちで作るというのも、アイデアとしてあるのではないか。ふさわしい活動として、「絶対これ」というものがあるわけではなく、子ども会議でも、毎年ユニークな活動が展開できるのではないかと考えている。

大人

そのためには、みんなで何がふさわしい活動なのかを話し合っ、アイデアを出していくということが大事だと思う。

第4章について

(時間の都合で第4章の音読は省略)

意見

子ども

第17条に、「子どもやその関係者から相談や救済の申立てを受け」とあるが、関係者というのは、親とか先生のことを言うのか。

議論内容

大人

その通りである。子どもの権利侵害に関わって、その事情を知っている関係者のことを言っている。そういう人たちに対して、この権利擁護委員の人が、事実はどうなのかということ聞き出したり、関係する文書などを出してもらったりすることができるということについて書いてある。

意見

子ども

第5章にも関わってくることなのだが、第5章に、「第4章の規定は、公布の日から起算して 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します」とあるが、この書き方だと、まだ行っていないように見える。第16条の「市は対応に努める」という内容に関しても、まだ市はやっていないということか。

議論内容

大人

この条例が12月議会で可決になれば、それから間もなくして条例を施行することになるが、条例の第1章から第3章までは、条例が議決された時点で、その内容をすぐに皆さんにお知らせすることができるので、速やかに施行しますということになる。

ただし、第4章については、議会で議決された後に、「子どもの権利擁護委員」や「調査相談専門員」になる人を選んだり、相談を受け付ける場所を探したりというように、様々な準備行為があるので、その準備の間だけ、第4章を施行する時期を遅らせるということである。

例えば、今まだこの条例がない状態で、もしも虐待やいじめが起きたときには、これまでの市の仕組みの中でも解決する方法が様々あるので、今までの方法で解決に向けて動いていくということになる。そして、第4章が施行された時点で、更に新たな救済のための仕組みが加わる

というように考えてもらえれば良いと思う。

終わりに

皆さんからいただいた意見については、私どものほうで、法規担当と相談したうえで取り入れられるものについては取り入れて、それを踏まえて12月議会に提案するという段取りになっている。12月の議会で条例が議決されれば、1月にまた皆さんに集まっていただいて、決まったことを報告するとともに、どんなふうにして条例を皆さんにお知らせしていったらいいのかということについて、話し合いをしていきたいと思うので、よろしく願いしたい。